

土壤汚染対策法の特例について

(東京都内の自然由来特例区域における認定調査の特例)

国家戦略特別区域法による、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業を定めた区域計画が、平成 28 年 4 月 13 日に内閣総理大臣の認定を受けました。

これにより、東京都内の自然由来特例区域※において、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」とする。）第 60 条第 1 項第 3 号に規定する認定調査を行う場合、調査方法が下記のとおり緩和されます。

記

1. 特例の内容

東京都内の自然由来特例区域において、上記認定調査を行う場合の調査項目は、自然由来特例区域で指定されている特定有害物質のみとすることができます。

ただし、認定時地歴調査により、基準不適合のおそれのある特定有害物質がある場合は、その特定有害物質も調査対象となります。

また、自然由来特例区域指定後に、自然由来特例区域内に搬入された土壌の認定調査は、特例の対象ではありません（通常認定調査が必要です）。

2. 特例の適用開始

平成 28 年 4 月

【参考】

○平成 27 年 12 月 25 日 環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成 27 年内閣府・環境省令第 1 号）

○平成 28 年 4 月 13 日 区域計画が認定されました。

※ 自然由来特例区域とは

- ・土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく形質変更時要届出区域のうち、汚染状態が専ら自然的条件により、指定基準に適合しないことで、都道府県知事により指定された区域です。
- ・自然由来の判定方法については、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版）、平成24年8月、環境省 水・大気環境局 土壤環境課」の「Appendix-3 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するかどうかの判定方法及びその解説」を参考にしてください。